

子ども医療費助成制度のお知らせ

疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進や子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、原則18歳までの子どもの医療費を助成する制度です。

助成対象者

幌延町に住民登録がある0歳から18歳のお子さん（原則、18歳誕生日以後の最初の3月31日まで）
ただし、長期入院などで休学し引き続き高校等へ在学している場合は、最大2年間延長されます。

※町外から転入された場合は、転入の日から対象となります。

※自立した生活を営まれている場合は対象外となります。

助成対象となる医療費

保険診療による自己負担額

※高額療養費・付加給付費等で給付がある場合は、その額を除きます。

- ・入院時の食事療養費や差額ベッド代、予防接種費用等の保険適用外の費用は助成対象外となります。
- ・学校・保育所等での怪我については、災害共済給付制度が優先して適用されます。

受給資格の申請方法

子ども医療費の助成を受けるには受給資格の申請が必要です。住民生活課生活環境係窓口で手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- ・子どもの健康保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
- ・所得課税証明書（1月1日時点で幌延町に住所のない方のみ。7月末までに転入の方は前年度分、8月以降に転入の方は当年度分が必要です）

助成の方法

医療機関窓口にて町から交付される「子ども医療費受給者証」と「健康保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）」を提示していただくと、保険適用分の医療費を全額助成します。窓口での自己負担はありません。

【以下の場合には窓口でのお支払いが必要です】

- ・子ども医療費受給者証を医療機関の窓口で提示しなかったとき
- ・療養費（補装具、弱視眼鏡等作成費用等）に該当し、子ども医療費を適用できない医療機関にかかったとき
- ・他の公費負担制度（小児慢性特定疾患・未熟児療育医療等）の適用を受けたとき

また、上記理由により医療費をお支払いいただいた場合は、住民生活課生活環境係窓口で申請することで、お支払いいただいた金額のうち、対象となる金額を助成します。

【申請に必要なもの】

- ・子どもの健康保険証（資格確認書または資格情報のお知らせ）
- ・子ども医療費受給者証
- ・領収証
- ・通帳の写し

